無料相談 会員限定
要ご予約
24-2612

弁護士の
法律 相談会
10時～12時
12月16日（金）
1月10日（火）
1月20日（金）
2月7日（火）
2月17日（金）

弁護士の
相続 相談会
10時～12時
12月21日（水）
1月18日（水）
2月15日（水）

社労士の
年金・社会保険 相談会
10時～12時
12月13日（火）
1月17日（火）
2月14日（火）

不動産コンサルタントの
不動産 相談会
10時～12時
12月22日（木）
1月26日（木）
2月16日（木）

税理士の
税 相談会
14時～16時
12月15日（木）

経営コンサルタントの
経営 相談会
日時応談
24-2614まで
ご予約ください

会場 納税者センター・青色会館

ご注意 同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。

前号のクイズのこたえ 「赤」 赤面（せきめん）・赤口（しゃっこう）・赤点（あかてん）・赤貧（せきひん）

漢字穴埋めクイズ

プレゼントがもらえる！

真ん中の□に入る漢字は何でしょう。矢印の方向に読むと4つの二字熟語になります。

ハガキにクイズの答えと、郵便番号・住所・氏名・電話番号・職業・年齢・ご希望の賞品・本紙へのご要望等をご記入の上、下の宛先までご応募ください。

※当選は賞品の発送をもって発表にかえさせていただきます。
※先月号のこたえは紙面上部の欄外に記載しています。

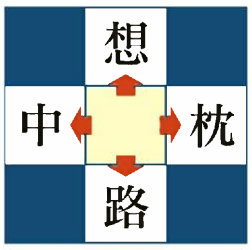

ヒント 意味深だと気になる

プレゼントご応募の宛先 〒250-0012 小田原市本町2-3-24
小田原青色申告会「漢字穴埋めクイズ」係

プレゼント選べる
A クオカード1,000円分を3名様に
B 箱根ラリック美術館 ご招待券を5組10名様に

締切：2022年12月23日(金)着分迄

小田原青色申告会の あおいろ優待サービス 会員特典 施設割引

箱根ラリック美術館

足柄下郡箱根町仙石原186-1 TEL／0460-84-2255
営業時間／9:00～16:00(最終受付15:30)
休館日／毎月第3木曜日(8月は除く)
http://www.lalique-museum.com

ご招待券プレゼント 5組10名様
上記の「漢字穴埋めクイズ」にご応募ください。

きらめきのジュエリーとガラス作品。箱根ラリック美術館では、フランスの工芸作家ルネ・ラリックの生涯にわたる作品に出会えます。パリの美しいアーケード街をイメージしたショップパッサージュ。あなたの暮らしを素敵に演出するアイテムが揃っています。あなただけの休日を、ぜひ箱根ラリック美術館でお過ごしください。

会員優待料金 **入場料割引特典**
本紙を持参のうえ「小田原青色申告会の会員」である旨を係員にお伝えください。

大人	：1,500円	▶ 優待料金：1,400円
高校生・大学生 シニア(65歳以上)	：1,300円	▶ 優待料金：1,200円
小・中学生	：800円	▶ 優待料金：700円

check!

インボイス登録申請 フローチャートでチェック!!

令和5年10月1日開始となるインボイス制度ですが、登録申請は既に始まっています。
インボイス発行事業者になるには税務署への登録が必要です。制度開始時から導入するには、令和5年3月31日までに登録を済ませる必要があります（困難な場合、令和5年9月30日まで登録が猶予されます）。

例年、消費税を申告納税している
（一般課税・簡易課税）

YES → 登録申請をしましょう
NO → 取引相手(売上先)は事業者が中心 / 取引相手(売上先)は一般消費者のみ

登録申請をしましょう
消費税の計算方法が一般課税の方へ（簡易課税の選択をしていない方へ）

制度の開始に向けて、支払先へインボイスの登録意向（又は登録内容）の確認が必要になります。支払先がインボイス発行事業者としての登録をせず、インボイスの交付を受けられない場合には、その分の仕入税額控除が十分に行えないことになり、税負担が増加してしまいます。

支払先への制度周知や対応が難しい場合には、売上げに係る消費税額を基礎として仕入税額控除を行い、支払先からのインボイスの保存が不要となる計算方法「簡易課税」の選択も検討してください。
（当初より令和5年分が課税事業者である方の選択届出の期限は、令和4年12月31日です。）

取引相手(売上先)は事業者が中心 → YES → 登録するか選択する

取引相手(売上先)は一般消費者のみ（領収書を必要としない） → YES → **登録申請は不要です**

登録するか選択する
現在、免税事業者が、登録するかどうかの判断基準は主に次の3点です。
- 取引先(売上先)との関係
- 売上高の減少の可能性
- 消費税の納税額

YES → **登録する場合、2つの選択肢があります**
売上が1,000万円以下であっても、インボイス発行事業者になると消費税の申告義務が生じます。

YES →
- **一般課税**：売上高に対する消費税額から仕入や経費の消費税額を差し引いて納める消費税額を算出します(実額計算)。
- **簡易課税**：売上高に業種に応じたみなし仕入率をかけて、納める消費税額を算出します。仕入や経費の消費税額は納める消費税額に影響しません。

NO → **登録しない場合、免税事業者のままでいることも可能です**
登録事業者とならない場合は、取引先から消費税分をもらえなくなったり、取引そのものが縮小または廃止などになり、売上が下がる可能性があります。取引先に相談した上で判断してください。

小さな修繕から大きな工事まで
お家のお困りごとを青色会員の「匠職人」が解決します

困っているけど
誰に相談したらいいの？
内容や料金が不安…

各種リフォーム
屋根修理
網戸・障子・クロス貼替え
畳・水回り修理・廃棄物処理
建物解体などなど

～お仕事までの流れ～
①お客様からのご連絡
②お困りごとの内容に添った職人の手配（電話にてお知らせ）
③職人より連絡し日時等打合せ
④現場でお客様の要望確認、ご相談
⑤お見積り
⑥お客様の承諾後作業（キャンセル可能）
⑦作業完了
⑧代金は直接職人へお支払い

小田原青色共済株式会社
〒250-0012 小田原市本町2-3-24
FAX 0465-22-0936
0465-24-1112
（受付時間 平日9時～17時）
小田原青色共済 お気軽にお電話下さい

確定申告に関するご相談は国税局の電話相談センターへ！

小田原税務署 月～金 8:30～17:00 TEL:0465-35-4511

小田原税務署（電話相談センター）に電話 → 自動音声に従って1を選択 → 国税局電話相談センター

相談内容の番号を選択(番号例)
①個人の方の年金・給与・事業などの所得税
②源泉徴収、年末調整、支払調書
③譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
⑤消費税(軽減税率制度・インボイス制度を除く)、印紙税
⑥その他

消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関するご相談は
軽減・インボイスコールセンターで受け付けています。
0120-205-553【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

小田原青色申告会の公式ウェブサイトご活用ください!!

様々な会員サービスや各種セミナー、税務情報などを随時更新しています

どこどこ
どこどこ 小田原 検索
ジモト特化のお店情報！